

答 申 書

平成24年11月19日
石川町振興計画審議会

平成24年11月19日

石川町長 加納武夫 様

石川町振興計画審議会
会長 矢吹重光

「石川町第5次総合計画後期基本計画（案）」について（答申）

平成24年10月19日付け24総第680号で当審議会に諮問のありました「石川町第5次総合計画後期基本計画（案）」について、審議を行なった結果、おおむね妥当な内容と認めます。

なお、計画の推進にあたっては、下記意見に配慮するとともに、計画が、今後6年間において着実に実行され、住みたくなる町、住んでよかったと思える「石川町」となるよう全力で取り組まれることを強く要望します。

記

I. 総合意見

1. 基本構想に示されている町の将来像「みんなが主役 協働と循環のまち」の実現に向け、今後6年間のまちづくりについては、引き続き町民相互並びに町民と行政の理解を深め、信頼関係の構築と互いの役割を明確にした「協働」と「循環」を最重要理念として各種施策を展開されたい。
2. 震災や原子力発電所事故の発生、雇用環境の悪化など社会経済情勢の変化に加え、町の現状や町民ニーズを十分把握することにより、的確な対応と実効性のある取り組みを進められたい。
3. 今後6年間において、計画の理念や目的を達成すべく、その成果指標として掲げた数値目標の達成状況を管理するとともに、外部評価としてのアンケート調査の結果を踏まえ、町民満足度を高める努力をされたい。
4. 各種施策の実施状況及びその行政評価の結果については、町民に分かりやすく公表されたい。

II. 分野別意見

1 にぎわいと活気のあるまち（産業）

- ・原子力発電所事故の影響により特に深刻な被害を受けている農林業者に対し、きめ細かい対策を継続して取り組まれない。また、担い手の育成やその前提となる農業生産基盤の整備など農林業の再生を図る総合的な取り組みを推進されたい。
- ・現在の深刻な経済環境に鑑み、全ての産業分野において地元事業者の育成と保護のため積極的な取り組みを進められたい。
- ・町産品の安全安心のPRと地産地消の推進、賑わいの創出を目的とする特色ある直売施設の整備を進めるとともに、併せてオンリーワン、ナンバーワンとなる町産品の開発を積極的に推進されたい。
- ・市街地の空洞化が進んでいることから、だれもが身近に感じ賑わいのある中心市街地創出のため、ハード・ソフト両面において積極的な支援を図られたい。
- ・雇用環境は一層厳しくなっていることから、雇用対策についての取り組みを図るとともに、新たな雇用の場の確保により若者の定住を維持するため、成長産業や県内被災企業への積極的な情報提供をとおり企業誘致の取組みを推進されたい。
- ・桜に限らず、鉱物や地域の名所など観光資源の整備と充実を図り、観光誘客を図る取組みを進められたい。

2 健やかで人にやさしいまち（保健・福祉・医療）

- ・少子高齢化社会にあっては、地域における支えあいや見守りなど、地域住民と行政、地域住民相互の協働と連携の重要性を再確認し、地域福祉の一層の充実を図られたい。
- ・少子化対策と子育て支援については、本町における子育て世代の実態やそのニーズを十分把握し、求められる支援策を進められたい。
- ・高齢者地域サロンの取り組みは、成果を上げているところであるが、その内容や目的について更なる周知を図るとともに、高齢者だけでなく、子供や障害者、介護者も参加できる共生型のサロンづくりなどの取り組みを強化されたい。
- ・特定健診率が下がっていることから、受診率を上げる方策を検討し、健診事業に努力されたい。
- ・いじめや非行などが社会問題となっていることから、幼児教育の重要性を認識し、家庭と連携した取り組みを一層強化されたい。
- ・新しく施行される障がい者総合支援法の理念に基づき、障がい者の生活の自立と社会参加が図れる体制の強化とバリアフリー化などの環境整備を図られたい。

3 豊かな心と文化を育むまち（教育・文化・スポーツ）

- ・学校統合にあたっては、子供がおかれている家庭環境を調査し、通学方法や放課後の児童対策、学校周辺の環境整備、更には統合となる小規模校の子供のこころのケアについても十分な対策を講じられたい。

- ・子供の安全安心を確保するため、学校における放射能教育に加え、防災教育についても家庭と連携を図りながら推進されたい。
- ・現下のふくしまの環境に鑑み、未来を担う子供や女性を含む若年層に対し、郷土教育を一層推進するとともに、文化・スポーツサークルの育成や支援をとおり、地域や町の活力を高める取り組みを推進されたい。
- ・石川町が相対的に放射能低線量地であることに鑑み、文化・スポーツの交流拠点とした活動を推進するとともに、各施設の良好な管理と運営を整えられたい。

4 安全・安心で快適なまち（生活・環境）

- ・各地域や地区の土地利用計画については、都市計画マスタープランにおいて示されているが、今後、上位計画との整合性、地区ゾーニング計画、景観づくりにも配慮したプランづくりを検討されたい。
- ・食品や飲料水の放射性物質の測定や測定結果の情報提供を継続的に実施し、町民の安全安心を確保されたい。
- ・震災の教訓から、災害時要援護者に対する対策を講じる外、福祉施設等を予め福祉避難所として指定するなど防災体制の強化を図られたい。
- ・良好で機能的な住環境の提供を図るため、若者世代や高齢者などのニーズに沿った住宅政策の取り組みを推進されたい。
- ・放射能対策として、健康相談に加え、講演会や学習会を開催し、放射能に対する不安を払拭する取り組みを継続されたい。

5 ともに力を合わせてつくるまち（地域自治）

- ・現在取り組みを進めている各地区まちづくりについては、地区の将来像や事業の成果目標を点検しながら進められたい。そして、若い世代の参加を促しながら、各地区の取り組みが、相互に連携し町全体の地域づくりとなるよう更なる支援を図られたい。
- ・地区まちづくりで行われている特産品開発については、今後、地区だけの取り組みや産品にとどめることなく、町としての特産品となり得るよう産学官の連携などにより積極的な支援を図られたい。

6 町民の信頼に応えるまち（町民・行政）

- ・震災の教訓から、早急に広報無線の難聴エリアの解消を図り、緊急時の情報伝達方法について十分な対策を講じられたい。
- ・効率的な地域自治を進めるため、引き続き現在の行政区のあり方について検討されたい。
- ・広域的な取り組みにより成果が期待できる観光や福祉、産業などの分野においては、共通課題の解決に向け広域連携による取り組みを強化されたい。
- ・資金調達方法の多様化に対応し、町民の参加型まちづくりを推進するため、市場公募債の発行を検討されたい。